

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(外国語技能検定試験等に係る認定の手続)

第7条 外国語技能検定試験等に係る既修得単位の認定を受けようとする者の申請に係る書類及び認定の審査の結果に係る通知については、第3条及び第5条第1項の規定にかかわらず、外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて(令和5年2月7日教育本部全学教育統括部統括会議長決裁)の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

この細則は、令和5年6月28日から施行し、この細則による改定後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

令和 年 月 日

(所属学部等の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名

の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名, 学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学

長

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単 位数	評価 等	既修得授業科目名等	修得単 位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名，学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

別記様式第3号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号

氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

令和 年 月 日

(所属する研究科等の長)

広島大学

長

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科等名						
備考						

※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。